

境等の保全創出のための費用について、国民の合意形成に努めつつ適正な負担が行われるよう検討を進める。

また、国民の生活環境改善や自然環境保全の主体的活動を活性化するため、環境教育の推進、緑化意識の高揚、情報の交流の促進及びこれら活動への支援等を行う。

7) 環境汚染の未然防止等

環境汚染を未然に防止するため、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、今後とも環境影響評価の実施を推進する。その適切かつ円滑な実施のため、環境影響評価制度の確立、技術手法の整備、向上を図る。また、環境汚染の未然防止の観点から、適切かつ合理的な土地利用の実現に努める。なお、新技術に伴う新たな産業からは、かつてのような汚染の発生は比較的少ないと考えられるが、その環境へ与える影響にも十分留意する。

また、各種公害防止対策事業及び民間企業の公害防止投資の推進を図るとともに、公害防止計画の実施、環境の監視測定体制の整備、環境保全技術の研究開発、地域環境管理のあり方についての検討等を進める。

8) 環境問題への国際的対応

環境問題の国際的広がりに対応して国際協力の一層の強化及び調査研究の推進を図るとともに、発展途上国等への援助プロジェクトに当たっては環境への影響に十分配慮する。

7 ゆとりと活力のある地域社会の形成

(1) 施策の基本方向

所得格差の縮小、居住環境を含む総合的な生活の豊かさの重視等に伴い、人口の三大都市圏への集中はほぼ鎮静し、地方定住化が進んでいる。定住化は今後も続くと思われるが、最近の経済構造の変化に伴い格差が再び拡大し、人口の大都市集中傾向もやや強まるきざしがあることに留意する必要がある。

このような情勢にかんがみ、地方経済の振興を図るとともに、良好な自然・歴史的環境等の適切な保全を図りつつ、大都市圏における過密問題の解消、及び地方圏における都市化、混住化、生活圏の広域化等に対応した居住環境の整備を進めることにより、大都市圏・地方圏を通じ、国民が豊かな居住環境の下で安定した生きが

いのある生活を営めるような、ゆとりと活力のある地域社会を形成することを基本方向として地域政策を推進する。

施策の推進に当たっては、①地域住民、自治体等の環境改善、産業振興、教育・文化・スポーツ、福祉ボランティア等多様な分野での創造的、自主的な地域づくり活動を積極的に支援すること、②高度成長の過程で地域の没個性化が進行してきたことにかんがみ、地域の個性の発掘・創出を進めること、③国際化、情報化等が進展する中で、他地域さらには外国との人、情報等の相互交流が活発に行われる開かれた地域社会を形成すること、の三点を重視する。なお、既存の地域開発制度やプロジェクトについて社会・経済条件や産業構造の変化を踏まえた対応を検討する。

(2) 具体的施策

1) 大都市圏の整備

人口、産業等の集中抑制と地方分散の促進を基本としつつ、大都市としての高次機能の円滑な発揮を図るとともに、大都市をふるさととする人々の定住の場としてふさわしい豊かな居住環境と都市文化の形成を基本方向として大都市圏整備を進める。その整備に当たっては、圏域計画等による総合的かつ広域的調整を十分行い、各自治体及び国の関係機関の施策の有機的連携を図る。

都心及びその周辺の既成市街地においては、都心の空洞化に対応するとともに、職住近接化、防災性の向上等を図るため、民間活力を活用しつつ再開発を推進する。この場合、防災性や環境が特に劣悪な地区、経済的停滞が懸念されている地区等の整備に重点を置く。また、既成市街地内の公共施設整備に当たっては、再開発による周辺地域整備との一体的実施に努める。

とくに東京圏においては、骨格となる交通・通信体系を整備しつつ核都市を育成し、都心からの業務・流通・生産機能の分散配置等を進めることにより、多核型の都市構造を形成する。また、大都市圏の郊外部における人口増加に対応して良好な市街地の形成を図る。

大都市においてはスプロール等により環境が劣悪な住宅地が多いことにかんがみ、都市基盤の計画的整備を推進するとともに、地区計画、建築協定等を活用しつつ、住宅地のきめ細かな環境改善を進める。また、電線の地下埋設化等による街並みの景観の改善、緑の保全と創出、水辺環境の整備等うまいのある街づく

りを進める。なお、身近かな居住環境の整備及び公共施設の管理については、住民の主体的活動の積極的活用を図る。

2) 地方圏の整備

a 定住圏の総合整備

地方圏においては、経済の活性化と雇用機会の充実に努めるとともに、豊かな自然環境、ゆとりある生活空間といった大都市にない特性を生かして、魅力ある定住圏を形成し、人口の地方定住化を促進する。この場合特に、住民の生活圏の広域化に伴い、定住圏計画等に基づき、市町村の行政区域を越えた総合的対応を強化する。また、地域住民が都市的便益と田園のゆとりをともに享受できるよう、都市と農村の交流を促進する。

b 地方都市の整備

地方都市については、それぞれの都市の規模、歴史的背景、経済的社会的特性等に応じて、自然的歴史的環境を含む豊かな生活環境と高度な機能・文化が融合した個性のある魅力的な都市づくりを行う。また、地方都市郊外において低密度拡散的な市街化が進む傾向にあるが、各種の土地利用計画制度の適切な運用と公共施設の計画的整備により、自然環境、農林業等と調和した良好な市街地を形成する。

地方中枢・中核都市については、人口、諸機能の集積が進んでいるため、過密問題の軽減・防止とブロック・県域の中心としての高次機能の充実に努める。また、これらの都市の中には古い都市構造を残しているものがあるため、都心部の再開発、郊外における新しい拠点づくり等により多核型構造への改編を図る。

その他の地方都市については、生活圏の中心としての機能の充実と周辺農山漁村とのアクセスの改善を図るとともに、特に、サービス経済化等により県庁所在市等への人口、機能の一層の集中が生ずるおそれがあるため、県内2、3順位の定住圏中心都市の特色のある機能と都市的魅力的な充実に努める。

c 農山漁村等の整備

農山漁村については、国土・自然環境保全機能の維持増進に配慮しつつ、経済活性化と就業機会の充実、生活環境の改善等を通じて総合的な居住環境整備を図り、安定した活力ある地域社会を形成する。

農林水産業、地域資源活用型産業等の振興により就業機会の充実を図るとともに、住民のニーズの高度化等に対応して、生産基盤との関連も考慮しつつ、道路、排水施設等の生活基盤の整備を推進する。また、都市近郊農村等においては、混住化に伴い、土地・水等の利用上の問題が生じていることにかんがみ、従来、農業集落が有するコミュニティ機能の活性化を図りつつ、土地・水等の適切な利用調整を行いながら、良好な居住地の形成を誘導する。

農林業の活動等を通じ森林・農用地の国土・自然環境保全機能の維持増進を図るとともに、保健、休養、レクリエーションの場として農山漁村の豊かな自然環境の活用を進める。

山村、過疎地域、離島等については、中心都市への交通通信体系の整備、基礎的生活基盤の充実、地域特性を生かした産業の振興や都市住民との交流の促進による地域の活性化、機能維持の困難な集落の実情に応じた再編成等を進める。

なお、積雪寒冷地域については、防雪施設の整備、除雪体制の充実等を図るとともに、克雪・利雪型地域づくりを進める。

3) 国土利用の均衡化の推進

大都市集中を抑制し、地方振興を図り、国土利用の均衡化を推進するため、各交通機関の特性を勘案しつつ長期的視点に立って全国的交通ネットワークの整備、拡充を進める。また、大都市、地方間の情報入手格差を縮小し、人口・産業の地方分散を促進するため、新情報通信技術を活用した高度な情報通信ネットワークの地方への展開を促進する。この場合、このようなネットワークの形成が大都市への情報・管理機能の一層の集中をもたらし、災害に対する脆弱性、情報の画一化等の問題を生ずるおそれがあるため、各地域の特性に応じた地域情報システムの構築、大都市の情報・管理機能の分散策の検討等を行う。

大学等については、地方定住の促進等の観点から引き続き地域配置の適正化を基本としつつ、今後の第2次ベビーブーム世代の加齢による大都市圏を中心とした大学進学者数の変動に対し適切な対応を図る。大学等の立地整備に当たっては地域社会と大学等との連携を強化しつつ計画的に行うとともに、大学等の教育、文化、研究の機能の地域社会への開放、活用を進める。研究機関、医療、文化施設等の地方圏における立地を進める。

また、高度な技術・機能と豊かな居住環境・文化が調和融合した新しい地域づくりを進める。

土地・水資源等限られた国土資源の有効利用を図る。土地については、国土利用計画法の適切な運用等により地価の安定を図りつつ、望ましい土地利用への誘導、土地の有効利用の促進と計画的な利用転換等を進める。水資源については、水資源の有効利用の促進と水資源開発の計画的推進、水資源の保全等を進める。なお、近年の経済社会の変化等に対応して、水需給に関する計画の見直しを行う。

4) 安全の確保

豊かな国民生活と高度に発達した経済社会を災害による破壊から守るため、安全の確保に関する施策の充実強化を図る。このため、国土保全施策を推進するとともに、特に地震に対する安全性の向上を図るため次の施策を講ずる。

- ① 地震予知のため、観測強化地域及び特定観測地域における直下型地震を含む研究観測を推進する。
- ② 地震に係る防災体制の充実を図るとともに、避難地避難路等の確保とその周辺の不燃化、建築物・施設の耐震性の向上、災害対策活動の拠点となる防災センターの整備等により防災都市づくりを進める。
- ③ 大都市特に首都については、都市システムの高度化、相互依存化に伴い、地震が発生した場合には、家屋倒壊・火災等の被害のほか、経済活動及び市民生活の各方面に広汎な被害を生ずるおそれがある。このため、上記施策に加えて、地震発生時の都市機能障害の連鎖的波及を断ち切るための代替手段の整備、地震発生後の的確な情報提供及び応急対策活動システムの確立等を図る。また、東海地震に係る地震防災対策強化地域の防災対策の充実を図る。

災害の発生に対し防災機関、事業所及び地域住民が的確に対応できるよう、消防力の充実強化を図るとともに、防災計画の充実、通信連絡体制の整備、防災訓練の実施、地域の自主防災組織の育成等により防災体制の強化と国民の防災意識の高揚を図る。

また、最近の交通事故の急増に対処して、交通安全教育の徹底、安全快適な道路交通環境づくり、車両の安全性の確保、被害者救済対策の充実等交通安全対策

の強化を図る。また、鉄道、海上交通及び航空交通の安全対策を進める。

8 良質な交通ネットワークの形成

産業構造の変化、人口の大都市集中の鎮静化、国民生活の多様化や都市化、情報化、国際化の進展等交通を取り巻く環境にも大きな変化が見受けられる。

今後の動向をみると、エレクトロニクスを中心とした通信の発達の影響が考えられるものの、生活水準の向上及び余暇時間の増大、高速志向の高まり、物流における多品種・小口化、国際的な相互依存関係の強まり等に伴い、全体としては交通の量的拡大、質的向上が見込まれる。

このような経済社会の変化に対応して高度化・多様化しつつ増大する人・物のモビリティを確保し、経済の発展と国民生活の向上に資するために総合的に交通政策を推進していく必要がある。

交通政策の推進に当たっては、各交通機関の適切な競争と利用者の自由な選択が反映されることを原則としつつ、今後とも財政、空間、環境等の制約の強まりが予想されるので、各種の計画や他の社会資本整備等との調和を図り、全体として効率性、整合性が保たれるようにする必要がある。

また、その整備に当たっては需要の動向、交通手段の特性に応じ、できる限り相互補完的に組み合わせ、長期的な視点から順次選択的に整備し、効率的な体系の形成を図る。さらに安全の確保、環境の保全及びエネルギー効率の向上を図る必要がある。

(1) 幹線交通

1) 高速交通網の形成

国土の均衡ある発展を図るため、大都市圏と地方圏及び地方圏相互を幹線交通網によって円滑に結びつけ、交通サービスの地域格差の解消を図る必要がある。

高速志向の高まりに対し、長期的な方向としては、ほとんどの人が1～2時間で高速交通施設にアクセスできるよう、高速交通網の形成を図る。また、これらと一体となって機能し、その質を高める主要な幹線道路や鉄道のフィーダー機能等の充実を図り、必要に応じ、各種の大規模プロジェクトを点検しつつ体系的なネットワークを形成する必要がある。その際、高速交通網の利便を享受することが困難な地域が残されるおそれもあり、需要に応じた効率的な整備によるその解

消を検討する。また、今後の整備は比較的需要の少ない地域において行われることも予想されるので、建設費の節減等をより一層図るとともに整備方式などについても工夫が必要である。

なお、現在供用中の高速道路、空港の中には長期的需要に対し施設容量が逼迫する分野も生じてくるので、その対策を順次講じていくとともに、必要に応じ時間短縮効果の大きい地域のサービスの優先等の措置について検討する。

2) 効率的な物流ネットワークの形成

物流の小口化、多様化、迅速化、コスト低減化等の要請に対応して、物流関連施設の充実、荷役の合理化、物流情報システムの形成等を推進することにより、より一層の効率化を図る必要がある。なお、国鉄貨物の拠点間直行輸送体制の確立を図ることが、経営改善、効率的な物流ネットワークの形成に資する観点からも必要である。

3) 高まる国際化への対応

国際的な相互依存関係の強まりに伴う海外との人・物の交流の活発化及び国際的に開かれた施設、常時利用できるシステム等の国際的要請に対し、国際空港、国際港湾及び外航海運の充実を図るとともに、国内交通への円滑な連続性を確保する必要がある。また、世界とアジアを結ぶ国際的中継拠点機能の強化についても検討する。

(2) 地域交通

地域のモビリティの活性化を図り、地域発展の基盤を充実するため、広域ブロックから地方都市圏に至るまで各段階に応じた計画的な交通体系の整備・充実が必要である。その際、地方公共団体、国の関係機関等の協調を緊密にする必要がある。

1) 大都市圏

大都市圏においては、混雑の緩和、安全性の向上等を主眼とした円滑な交通体系の形成を目指し、通勤・通学交通については鉄道、地下鉄、新交通システム、バス等の大量公共交通機関を主体とし、業務交通については自動車を主体としつつ、大量公共交通機関も活用して対応する。

公共交通については、混雑緩和等の対策を進める一方、経営効率の改善や運行回数、走行環境等のサービス向上による活性化に努めるとともに、結節点の整備

や乗継運賃等移動の連続性の確保を図る必要がある。

2) 地方圏

地方圏においては、都市規模、需要に応じ鉄道、バス等の大量公共交通機関と自動車のそれぞれの特性を活かし相互補完的に組み合わせて対応するとともに、地方圏の経済的自立を促すため産業振興の基盤となる交通施設の整備を図る。

今後とも大量の需要の見込めない地域においては主としてバス、タクシー、自家用車等で対応する。また、交通需要が減少し、鉄道の特性が発揮できないところでは、バス等への転換を進める必要がある。なお、地方、離島住民等のモビリティの確保の観点から、地方バス路線、離島航路の維持の配慮も必要である。

(3) 整備コストの適正な負担と補助等

交通施設は受益の範囲がある程度限定できるものもあり、資源の適正な配分を期するため、外部不経済効果その発生者であるそれぞれの交通機関に内部化した上で、交通サービスの提供に要する費用を運賃等として利用者に求めることを原則とするが、それが困難でかつ一定のサービスを確保することが必要な時は、その実情に応じ限度を明示した上で補助等の必要がある。

また、交通施設の着実な整備に当たっては、安定的な財源を確保することが肝要であり、民間資金等の参加の促進、世代間の公平な負担を図るなど、資金調達のあるり方等を幅広く検討する必要がある。

(4) 日本国有鉄道の再建について

国鉄については、経営の重点化、合理化の立ち遅れ等により効率的な交通体系の形成に支障が生じている面もあり、鉄道特性を発揮できる分野への経営の重点化、効率的な経営体制の確立等による再建が、効率的な交通体系の形成を図るうえからも緊急の課題となっている。

なお、交通施設の整備に当たっては、各種制約の強まりが予想される中であっても、次節に述べるように着実に進めていく必要がある。

9 社会資本の充実

(1) 施策の基本方向

近年、社会資本の整備水準は、漸次向上しつつあるものの、国際的にも高い水準

にある私的消費や民間経済活動に比べ、社会資本サービスは遅れており、その一層の充実が求められている。このため財政制約の下ではあるが、国土と国民の安全を守り、経済社会の活力を維持し、快適な国民生活を実現するための基盤となる社会資本の着実な整備を進める。

社会資本の整備に当たっては、特に厳しい財政事情の下にあることにかんがみ、経済社会の変化、国民ニーズの高度化、多様化に的確に対応し、投資分野の一層の重点化を図りつつ、投資の総合的、効率的実施に努める。対象期間中においては、国土保全、都市の安全等今後とも公的部門がその整備に対して関与の度合の大きい安全基盤については、着実に整備を進める。また、活力基盤の整備を進めることとし、その主体をなす交通・通信部門については、国土の均衡ある発展を図り、効率的な経済活動の基盤を形成するため、着実に整備を進め、人、物、情報の高度なモビリティの実現に努める。また、快適基盤のうち、従来ともすれば整備の遅れが目立っている住宅・居住環境については、都市化に対応し公共空間の計画的形成を図りつつ、その整備を促進する。

また、社会資本の整備に当たっては、公的部門の果たす役割は大きいものの、民間部門の社会資本分野への進出意欲が高まりつつあること等にもかんがみ、この際、従来の制度、慣行にとらわれず官民分担等について見直しを行い、社会資本分野への民間活力の活用を図る観点から検討を進め、施設の性格に応じ民間部門の参加を求めることが必要であろう。

即ち、受益と負担の対応関係が明らかな施設や利用者にとって選択可能な、もしくは高次のサービスを提供する施設の整備に関しては受益者負担の考え方を一層重視するとともに、民間部門の従来以上の積極的参加を期待する。また、従来、公的部門が主として整備管理を行ってきた分野についても、新しい条件を整えることにより収益性の確保が可能な場合には、公共性を担保したうえで、現行の諸制度の改善などを含め、民間の資金、活力を導入するための整備方式等について検討を進める。

(2) 分野別公共投資の重点

1) 安全基盤の整備

自然災害、大震火災等に対する国土・居住環境の安全性を高めるとともに、資源の安定供給の確保等を図るため、安全基盤の整備を推進する。